

新たな簡易届出の対象

1 技術的観点から検討を行う事項等

(1) 前回提示した論点

(第2回会合における対策の見直しに関する論点案)

店社指導を行うほか、現場への立入りにより解体等前に石綿の事前調査の実施状況を確認し、又は解体等作業中に事前調査結果に応じた石綿ばく露防止対策を実施しているか否かを確認することもできるよう、解体等の工事前に、工事に関する一定の情報を記載した簡易な届出(事前調査で把握した石綿含有建材の種類等)を提出することを求めています。

その際、当該簡易届出の対象としては、いわゆるレベル1～2の石綿含有吹付け材や保温材等が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例が散見されており、石綿を含有する場合にリスクが高いこと等から、石綿含有建材の有無にかかわらず、これらの石綿含有の吹付け材や保温材等の除去等を伴うおそれのある解体・改修工事については届出対象としてはどうか。

また、規模の大きい建物ほど石綿含有建材が使用されている可能性が高いことや事業者の利便性も考慮しつつ、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)では建築物の解体工事(床面積80㎡以上)などにおいて発注者又は自主施工者から都道府県知事等に対して特定建設資材への石綿を含む付着物の有無等を届出させていることも踏まえ、建設リサイクル法の届出対象と同じ解体工事なども対象とするとともに、一定の情報(把握した石綿含有建材の種類、事前調査の実施者氏名、石綿含有建材に対する石綿発散防止・ばく露防止対策の内容など)を記載事項とし(注2(略))、解体等工事を行う事業者が提出することとしてはどうか。

(2) これまでの委員御意見

○ 改修工事は、建設リサイクル法の届出範囲である請負金額1億円以上よりは広く対象にすべき。【7/31WG】

2 論点

建築物の解体工事の届出対象を、建設リサイクル法の届出対象とした場合、建築物の改修工事の届出対象について、どのような観点で検討するのがよいか。それぞれの観点でどのようなメリット・デメリットがあるか。

(例)

- ・ 施工面積の観点(例:合計施工面積、合計床面積)
- ・ 建築物の種類(例:鉄骨造・RC造)
- ・ 建設リサイクル法(請負金額1億円以上)や建築基準法(主要構造部の過半等)など他法令とあわせる観点